

医療費のお知らせ(医療費通知)

国民健康保険では、国民健康保険加入者がいる世帯に「医療費のお知らせ(医療費通知)」を年3回送付しています。

※世帯の中に受診者がいなければ送付されません。

医療費のお知らせ(医療費通知)の目的

皆様に、健康に対する認識や医療に対する理解を深めていただくとともに、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくための参考として送付しています。

診療月	通知発送月
1月～5月	8月末
6月～10月	1月末
11月～12月	3月末

※注意点

- ・医療費のお知らせは受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。
- ・医療機関等の請求遅れや請求内容の審査中のものなど、一部受診記録が記載されていない場合があります。
- ・県外の医療機関名は表記されません。
- ・確定申告書に添付する「医療費控除の明細書」としてお使いいただけますが、実際に支払った額と異なる場合があります。
- ・11月と12月の医療費のお知らせは翌年3月末に送付予定のため、申告の際にはご自身で領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

●確定申告については、国税庁HPをご覧くださいか、与那原町役場税務課までお問い合わせください。

[国税庁HPはこちら → https://www.nta.go.jp/](https://www.nta.go.jp/)

与那原町役場 税務課 TEL:098-945-4477

医療費のお知らせ(医療費通知)の再発行について

紛失等で再発行を希望される方は、健康保険課窓口または郵送にて申請できます。

【窓口申請】

- ・身分証と印鑑(認印)を持参。ただし、別世帯の方(代理人)が申請する場合は、世帯主の委任状が必要となります。

【郵送申請】

- ・町HPより申請書をダウンロードし、必要事項記入。身分証の写し、返信用封筒を申請書と同封の上、健康保険課宛て郵送してください。ただし、別世帯の方(代理人)が申請する場合は、世帯主の委任状も同封してください。

様式はこちら → [医療費通知書再発行申請書 委任状](#)

[医療費通知書再発行申請書【記入例】](#)